平成２３年（フ）第４８８号
北海道茅部郡森町字清澄町11番地の２
債務者　梶谷　　慎
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９４号
函館市栄町13番10号
債務者　佐々木　裕
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０８号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目３番18号ｐｌｅｓａｎｔななえⅡ101号
債務者　太田　　綾
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５１１号
北海道北斗市中央１丁目２番29号
債務者　柄澤　佳枝（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４９１号
愛知県一宮市高畑町１丁目26番地２　フィオーレ高畑205号室、住民票上の住所横浜市栄区上郷町460番地23　３棟101号
債務者　川浪　健司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７２１４号
大阪府豊中市服部本町４丁目１番10―308号
債務者　迫田　元子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９３４号
大阪市住吉区苅田９丁目３番８号
債務者　立石美保子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―420号
債務者　奈良﨑和人
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０１０号
大阪府枚方市交北３丁目１番４―110号
債務者　岡本　政信
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２６号
大阪市西区江之子島１丁目１番９―1508号
債務者　村田安佐子（旧姓志賀）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４２９号
大阪府茨木市春日４丁目２番３号
債務者　岸本　文夫
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４３０号
大阪府茨木市春日４丁目２番３号
債務者　岸本　里美
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５０号
大阪府八尾市東山本新町４丁目６番21号　江尻マンション305号
債務者　山中　美紀
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７７号
大阪市城東区今福南２丁目23番９号　シティコーポ今福602号
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５４２号
住民票上の住所大阪市北区西天満４丁目10番６号　エスペランサ西天満304号室
債務者　小松みどり
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６５４号
大阪府東大阪市弥生町２番50―305号
債務者　天野百合子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７０９号
大阪市東淀川区豊里４丁目10番22号
債務者　箕作美和子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部